

表1 事業説明会、養成講習会	
事業説明会	5月12日(水) 午前10時30分～正午
援助会員 養成講習会 (全4回)	6月15日(火)・16日(水)・24日(木)・25日(金) 午前10時～午後3時30分 (15日は午前9時45分から、 16日は午前9時30分から、 25日は午後4時30分まで)

ファミリー・サポート・センター(各回5人程度(3歳以下小学生。事業説明会は5月6日(木)、講習会は6月6日(日)までに申し込んでください)【甲】ファミリー・サポート・センター ☎(528)6873へ

## ファミリー・サポート・センター 会員を募集

☎ファミリー・サポート・センター ☎(528)6873

表2 出張入会受付	
会場	日程 (時間は、いずれも午前10時30分～正午)
ひまわり子育てひろば (砂川学習館内)	5月18日、7月20日、9月21日、11月16日、 令和4年1月11日、3月15日の火曜日
西砂学習館	7月6日、11月2日、令和4年2月8日の 火曜日
西立川児童館(出前ひろば)	6月3日、10月7日の木曜日
こぶし会館(出前ひろば)、 なかすな子育てひろば(中 砂保育園内)	8月4日、12月15日の水曜日

●**依頼会員になるには** 対象は小学6年生以下の子どもの保護者で、子育てを手伝ってほしい方。ファミリー・サポート・センター(子ども未来センター1階)の窓口で、随時入会を受け付けています(月曜～土曜日、午前9時～午後5時)。15分程度の説明の後、その場で会員登録ができます。登録には、保護者の顔写真(縦3×横3センチメートル)1枚、本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)が必要です。また、出張入会受付(左表2)や郵送入会受付も行っていただけます。

●**申請・支給日・支給方法** ①の方は申請不要です。5月10日(月)に、児童扶養手当の振込口座へ支給します。②③の方は申請が必要です。5月17日(月)から子育て推進課(市役所1階21番窓口)給付係(市役所1階21番窓口、内線1344)へ申請してください。申請書受理・審査後、随時、指定された振込口座へ支給します。

●**対象世帯** ▼**児童扶養手当受給世帯等** ①令和3年4月分の児童扶養手当を受給していることによる②公的年金等を受けていることにより令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない(児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限る)③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった▼**ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯** ①「広報たちかわ」や市ホームページでお知らせします。

●**申請・支給日・支給方法** ①の方は申請不要です。5月10日(月)に、児童扶養手当の振込口座へ支給します。②③の方は申請が必要です。5月17日(月)から子育て推進課(市役所1階21番窓口)給付係(市役所1階21番窓口、内線1344)へ申請してください。申請書受理・審査後、随時、指定された振込口座へ支給します。

子育て世帯生活支援特別給付金を支給します

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、生活の支援を行う観点から、児童1人につき5万円を支給します。



## 児童関係の各種手当等 該当する方は申請を

市や国、都は児童を養育している方を対象に各種手当の支給や医療費の助成などを次の表のとおり行っています。現在これらの手当等を受けていない方が新たに手当等を受けるには申請が必要です。該当する方で、まだ申請していない方は子育て推進課(市役所1階21番窓口)で申請してください。また、これらの手当等を受けている方には更新月に現況届の案内を郵送しますので、忘れずに提出してください。

なお、乳幼児医療費助成以外は所得制限があります。

☎子育て推進課・内線1346

対象者・支給要件と手当月額(令和3年4月1日現在)	
学齢前	<p>①<b>乳幼児医療費助成</b> 市内に住む学齢前の乳幼児を養育している方で、乳幼児が健康保険に加入している方に助成。 【助成内容】保険給付が行われた医療費の自己負担分</p>
小1～中3	<p>②<b>義務教育就学児医療費助成</b> 市内に住む義務教育就学期の児童を養育している方で、対象児童が健康保険に加入している方に助成。 【助成内容】保険給付が行われた医療費の自己負担分の一部</p>
中学校修了前	<p><b>児童手当</b> 中学校修了前の児童を養育する方に支給。 【手当月額】▶3歳未満=15,000円 ▶3歳以上小学校修了前 第1子・第2子=10,000円 第3子以降=15,000円 ▶中学生=10,000円 ▶所得制限以上の世帯の児童=5,000円 生計中心者が公務員の場合は、職場での申請となります。</p>

障害のある児童のいる家庭	<p><b>特別児童扶養手当</b> 20歳未満で、身体障害者手帳1級～3級程度、愛の手帳1度・2度程度(3度の場合は診断書により判定)の児童、長期間安定を要する病状または精神の障害により日常生活に著しい制限を受ける児童を監護している方に支給(施設に入っている児童や障害を理由とする年金を受給している児童を除く)。 【手当月額】▶1級=52,500円 ▶2級=34,970円</p>
	<p><b>児童育成手当(障害手当)</b> 次のいずれかに該当する20歳未満の児童を扶養している保護者に支給▶身体障害者手帳1級・2級程度▶愛の手帳1度～3度程度▶脳性まひ▶進行性筋萎縮症 【手当月額】15,500円</p>
	<p><b>児童扶養手当</b> 次のいずれかに該当する児童を養育する父または母、養育者に、その児童が18歳になる年度末まで(中度以上の障害がある児童は20歳になるまで)支給▶父母が離婚した▶父または母が死亡または生死不明▶父または母が重度の障害(障害基礎年金1級程度)を有する▶父または母に1年以上遺棄されている▶父または母が法令により1年以上拘禁されている▶婚姻によらないで生まれ、父または母に扶養されていない▶父または母が保護命令を受けた 【手当月額】▶全額支給=43,160円 ▶一部支給=10,180円～43,150円 ▶加算分=2人目5,100円～10,190円、3人目以降3,060円～6,110円 公的年金受給の場合は、年金の月額分が差し引かれる場合があります。 くわしくは市ホームページをご覧ください。</p>
	<p><b>ひとり親家庭等医療費助成</b> 対象要件は上欄の児童扶養手当と同じ。中度以上の障害のある児童には20歳未満まで助成。対象者は健康保険に加入していることが必要。 【助成内容】保険給付が行われた医療費の自己負担分の一部または全部</p>